



相手に生きる

学校教育目標 「相手に生きることによって自己を生かす」
西中スタンダード「あいさつ」「歌」「清掃」「花」「服装」「時間」

「自画撮り被害」防止のために

明日からの年末年始休業（冬休み）において、生徒がスマートフォン・携帯電話やインターネット接続のできる機器を利用しているご家庭を中心に、冬休み中の安全に関わる広報・啓発をさせていただきます。

警察庁生活安全局少年課より「自画撮り被害」の増加についての注意喚起の連絡が来ます。「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。自画撮り被害にあった児童は平成24年から毎年増加しており、平成28年上半期では、前年同期と比べ51.3%も増加をしています。児童ポルノ事犯の被害児童の約4割が自画撮りの被害児童であり、平成28年上半期における自画撮り被害児童の56.5%が中学生です。（高校生の割合は34.7%）

自画撮り被害に遭わないよう、以下のことに注意しましょう

- ◇ 自分の裸をスマートフォン等で撮影してはならないこと。
- ◇ 友達等の信用している相手であっても、自分の裸の写真を送ってはならないこと。とりわけ、面識のない者(SNSで知り合った相手等)に対しては、絶対に写真を送ってはならないこと。
- ◇ デジタル写真は、コピーが容易であり、ひとたび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難になること。
- ◇ 軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかない危険(被害)が生じてしまうおそれがあること。

被害者ではなく、加害者になってしまうこともあります

- ◆ 友達等に裸の写真を送るよう求めたり、友達等の裸の写真を送ったりするほか、友達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されてしまうおそれがあります。

冬休み中は、スマートフォン・携帯電話やインターネット・SNSを利用する機会も多くなるかと思えます。犯罪被害だけでなく、長時間利用によるネット依存等も社会問題になる中、正しく、安全な利用ができるよう、ご家庭でも是非話題にしていただき、利用のルールづくりを進めていただくようお願いいたします。

お詫びと訂正

昨日、配布いたしました「学校だより No.11」の「平成28年度 文化・芸術・科学分野等 表彰」の欄において、生徒名と使用漢字に誤りがありました。該当の生徒・保護者の方にお詫び申し上げますとともに訂正をさせていただきます、改めて紹介いたします。

第67回長野県児童生徒美術展覧会(美術の部)

【県選抜入選】	田中杏奈 3-4	砂押なつ美 3-2
	和田百恵 2-2	橋詰大輝 1-1
【地方入選】	鈴木真央 3-1	深澤開陸 3-2
	山崎結稀 2-3	海野 仁 2-4
	柳原佳苗 1-3	西野入光希 1-3

(文責：教頭 畑)